

集積所の管理について

川島町町民生活課 主任 田中 宏
吉見町農政環境課 係長 蓮沼 悦男

1 目的

自治会への未加入者が増加傾向にあり、ごみ集積所の利用にあたりトラブルが発生する事例が発生している。

2 結果・考察

各団体の収集方式については今回のアンケートではステーション方式が68で、ほとんどが集積所を設置して対応していることが分かった。次に管理については地元自治会や地域住民を中心とした利用者による管理がほとんどを占めていた。また、集積所管理に対する助成については補助金による助成、物品による助成など各団体により多様であった。

続いて、設置要件（基準）については利用世帯数を要件としているケースが53件あったが世帯数については各団体の状況により多様であった。

また、面積、隣接道路幅員などの要件を設けているケースも多く見受けられたが、作業上の安全性を考慮する上で必要なことと思われる。その外には集合住宅の建設等では開発時に集積所の設置を義務付ける団体も見受けられた。

今回の結果を踏まえ、当町においては集積所の設置申請がなされた時点で口頭による協議、指導をしているが、今後規定等を策定していく必要があると考える。集積所の管理についても今後有料化やそれに伴う個別収集などの要望も出てくると思われますので今後も引き続き検討をしていく必要があると考えられる。

3 検討・まとめ

今回のアンケート調査では、集積所管理については利用者の共同処理がほとんどの団体で原則となっていた今後も同様の形態を維持していくのが良いのではないかと考える。

提起させていただいた自治会未加入者の問題については、相互扶助の観点からも集積所の共有管理の必要性について説明し理解を得ていくことが肝要と考える。

その上でご理解をいただけない場合には自己責任による施設までの搬入をお願いしていくことになると思います。

集積所の管理について

問1 収集方式は？								
1. ステーション方式	68							
2. 戸別収集	0							
3. その他	1	(拠点回収(加須市))						
問2 集積所の管理は？								
1. 地元自治会	46							
2. 行政	0							
3. その他	23	(利用者・使用者・排出者・地域住民)		21				
		(地区衛生協力会(行田市))		1				
		(無記入(草加市))		1				
問3 集積所の消耗品・備品当の購入に対して、交付金・補助金は？								
1. ある	14							
2. ない	31							
3. 現物にて支給	22							
問3-1 補助金や現物支給の対象を具体的にお書きください。								
		(自治会、衛生協力会、集積所に対しての助成・謝金)		6				
		(集積設備の設置・修繕に対しての一部補助)		7				
		(看板、ネット、カゴ等の支給・貸与)		22				
問4 集積所の設置要件について？								
① 戸数								
1. ある	53	2世帯	1	8世帯	1	※ その他で、戸数要件ありが、3件あり。		
		4世帯	2	10世帯	17		30世帯	2
		5世帯	7	15世帯	8		8~10世帯	1
		6世帯	5	20世帯	9		15世帯以上	1
2. ない	6							
3. その他	7	(管理者の判断、開発規模により協議、面積要件等)						
② 道路								
1. ある	54	幅員4m以上		5		※ 複数回答あり ※ 主だったもののみ、計上		
		通り抜け、容易に転回できること		16				
		収集作業に支障がないこと		10				
		道交法、その他交通上問題がないこと		9				
2. ない	13							
③ その他								
1. ある	43	集積所の面積要件あり		9		※ 道路要件として計上したものあり ※ 主だったもののみ、計上		
		利用者が場所確保、維持管理		9				
2. ない	18							
問5 戸別収集について								
1. 平成22年度までに実施	2	(H17.10~ 春日部市、騎西町)						
2. 平成22年度までに実施予定	0							
3. 計画中	2	(時期未定 川口市、加須市)						
4. 実施予定はない	52							
5. その他	2							

リサイクルの今後の動向

本庄市環境推進課 主任 高橋 秀子

1 目的

ごみの減量とリサイクルの一層の推進を図るため、住民へのごみの分別を周知させるには、自治体ごと決めている分類品目を県下統一となるようペットボトル以外のプラスチック製品を含め考えていく必要があるのではないかと考える。また、循環型社会形成を構築させるためには、更なる展開を考えていかななくてはならないと考える。

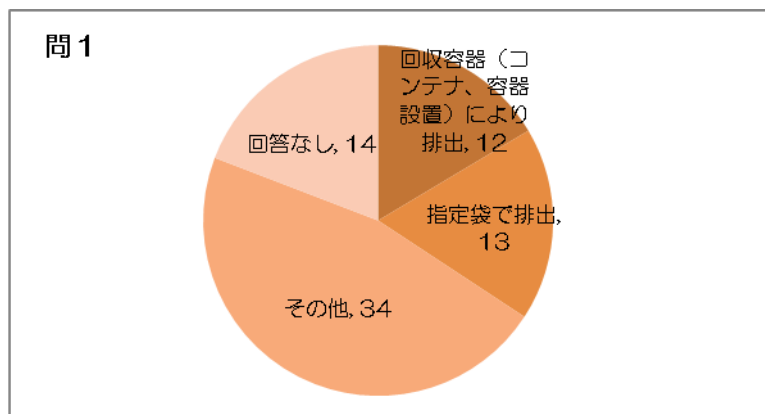
2 結果・考察

○法制度の整理

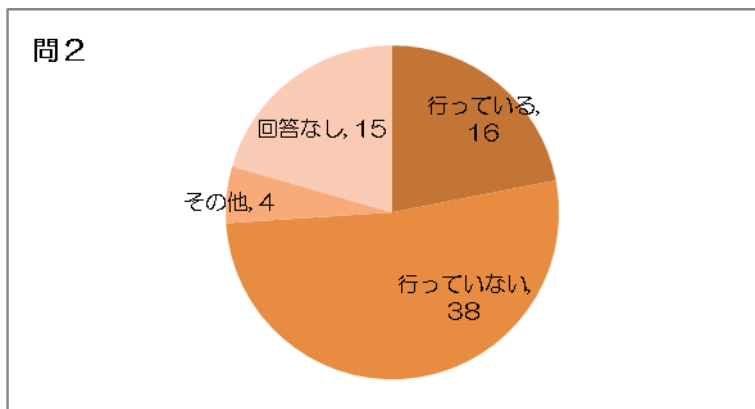
- 環境基本法による①環境の恵沢の享受と継承等、②環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等及び③国際的協調による地球環境保全の積極的推進の3つの理念のもとに環境保全に係る責務を果たす
- 循環型社会形成推進基本法による①廃棄物等の発生抑制②循環資源の循環的な利用及び③適正な処分が確保されることによって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をめざす
- 廃棄物処理法において、廃棄物のリサイクル等減量化の推進として、都道府県で処理計画を策定する
- 資源有効利用促進法により、廃棄物の発生抑制（リデュース）部品等の再利用（リユース）使用済み製品等の原材料としての再利用（リサイクル）を総合的に推進する
- 容器包装リサイクル法に基づき、一般廃棄物の大部分を占めかつ再資源として利用が技術的に可能な容器包装廃棄物について、市町村による分別収集及び事業者による再商品化等を促進する

○アンケート結果

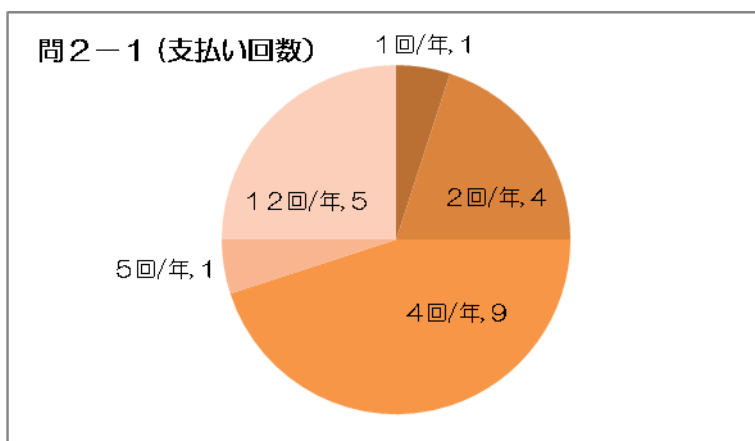
問1・容器包装リサイクル法に基づく廃棄物の排出方法は？（73団体）



問2・排出された容器包装リサイクル法に基づく廃棄物に対して、自治会などへ交付金・補助金等を行っていますか？（73 団体）



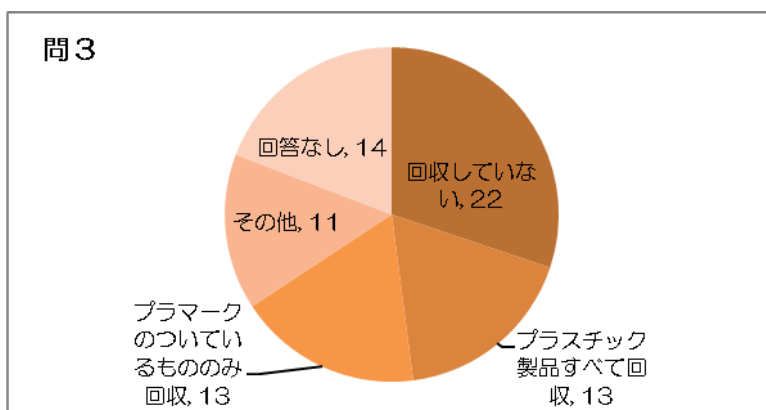
問2-1・交付金・補助金の支払い方法を具体的にお書き下さい。（該当 20 団体）



※ 支払いの方法の主なものは、

- ・市へ登録してある団体から申請があった場合に交付する。
- ・回収団体から収集した数量に応じ、業者へ交付する。
- ・地区の衛生団体へ支払う。 等であった。

問3・容器包装リサイクル法に基づく廃棄物のうちプラスチック製容器包装の回収を行っていますか。（73 団体；ペットボトルのみの回収は含まない）



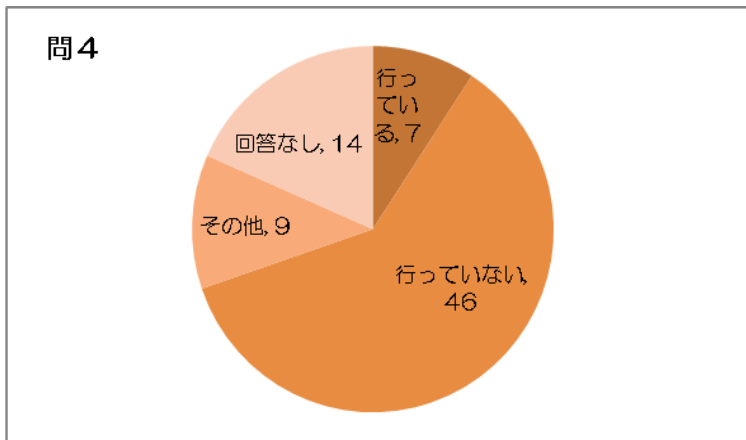
問3-1・回収している場合、方法や回数について具体的にお書き下さい。

ペットボトルについては、ほとんどの団体で月1、2回の回収を行っている。また、その他容器包装プラスチックについては、通常のごみと一緒に回収するところと資源プラの日を設定しているところとあるが、週1回の回収を行っているところが多い。(一部、月2回収の団体あり)

問3-2・現在の回収方法等で、問題となっていること。

- ・パッカー車で他のごみとその他プラスチックごみの混合回収のため、分別に手間と費用がかかる・・・2
- ・混合回収について市民から分別収集の指摘がある・・・1
- ・容器包装以外の物、汚れた物など異物の混入がある・・・9
- ・その他プラスチックの分別の判断が難しい・・・6
- ・その他プラスチックの回収数を週1回に増やしてほしい・・・1
- ・ペットボトルの増加により、集積所が飽和状態になることがある・・・2
- ・プラスチックごみは軽量であるため、風等により路上へ散乱することがある・・・2

問4・容器リサイクル法の基づく廃棄物の分別方法に関して、住民への説明会等を定期的に行っていますか。



問4-1・行っている場合、参加者の反応はどうか。具体的にお書き下さい。

- ・ごみの分別方法について関心が高まる
- ・環境保全へ意識向上により積極的に参加している
- ・分別の方法について説明した
- ・分別についての問い合わせの増加
- ・汚れたものの洗浄方法について説明した
- ・反応に個人差がある

問5・今後、容器包装廃棄物の分別収集について見直す点があればお書き下さい。

- ・回収された容器包装物以外のプラスチック類の処理について・・・1
- ・容器包装についてもっとわかりやすくする・・・1

- ・プラスチック製容器包装とそうでないものの区別が付けにくい・・・1
- ・収集回数の検討・・・2
- ・収集の際の混同・・・1
- ・プラスチック排出用ネットの検討・プラスチック製品の分別の周知方法の検討・・・1
- ・減少する資源物について・・・1
- ・その他紙の分別方法・・・1
- ・プラスチック製容器包装の分別収集開始検討・・・3
- ・非容器プラスチックの回収・・・1
- ・化粧品のびんの収集・・・1

3 検討・まとめ

今回、リサイクルの今後についてを検討課題として自治体へアンケートを行い、回答結果をもとに部会で検討協議しました。

第5期埼玉県分別収集促進計画においては、その他プラスチックの回収を62%以上である44の自治体で行っており、今後は回収品目に容器包装以外すべてのプラ製品の追加も考えられます。また、排出量はわずかながらではあるが増加する見込みであり、今後は回収方法等について検討されるべきではないか。

昨今の環境に関する住民の意識の向上により、現在の自治体ごとの回収方法や回数では市民からの要望に対応することは困難である。今回のアンケートでは、排出方法や回収についてとともに、自治体での地元自治会や住民への対応を確認したが、住民一人ひとりの意識を変えていくことが広域的な広がりにつながると考えられる。ホームページや広報での周知だけでなく、講習会や説明会などたくさんの機会をつくり、地域活動をしていく必要があるのではないか。

県内の地域差もあるが、ごみの分別収集に関しては、良い事例を参考に近隣市町村と調整を図り「環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会」の構築を目指し推進していかななくてはならない。

4 参考資料

- ・埼玉県分別収集促進計画（市町村分別収集促進計画）
- ・市町村ホームページ（ごみカレンダー、広報、例規集）

処理困難物(搬入禁止物)の取り扱いについて

川口市廃棄物対策課 主任 妹尾 武宏

川島町町民生活課 主任 田中 宏

1 目的

家庭などから排出される一般廃棄物には様々なものがあり、なかには大きすぎて運搬や破碎しにくいもの、引火や感染、有害物の発生などの危険を伴うものもある。このような一般廃棄物の処理は、原則として市町村が行うこととなっているが、市町村がもつ技術や設備では適正に処理を行うことが困難なものが適正処理困難物である。

適正処理困難物については、各市町村において搬入禁止物として指定し運用しているが、搬入禁止物に指定されているものについての問い合わせや自己搬入の対処に苦慮しているため、埼玉県内市町村の対処方法を調査研究することとした。

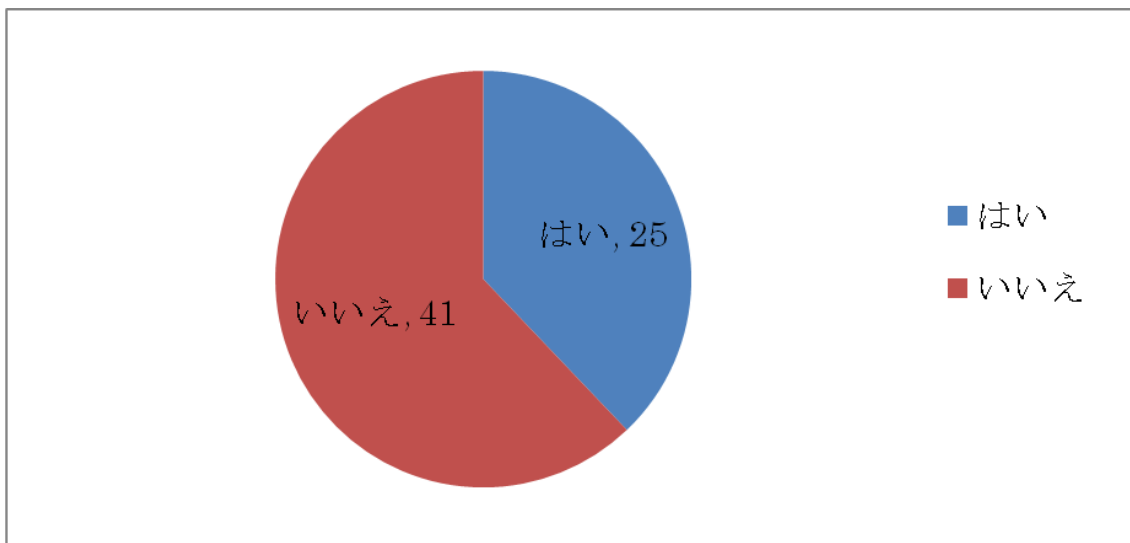
2 結果・考察

廃棄物処理法第6条の3では、現に市町村がその処理を行っているが、市町村による適正な処理が全国的に困難となっている一般廃棄物について、事業者に対し適正な処理を補完するために必要な協力を求めることができること等と定められていることから、各市町村が指定している処理困難物をどのように対処しているのか、アンケート調査を実施した。

【アンケート結果】

問1 搬入禁止物を条例、規則、要綱、要領などで定めていますか

はい	25
いいえ	41



問2 問1で「1」と回答された方は、名称をご記入ください

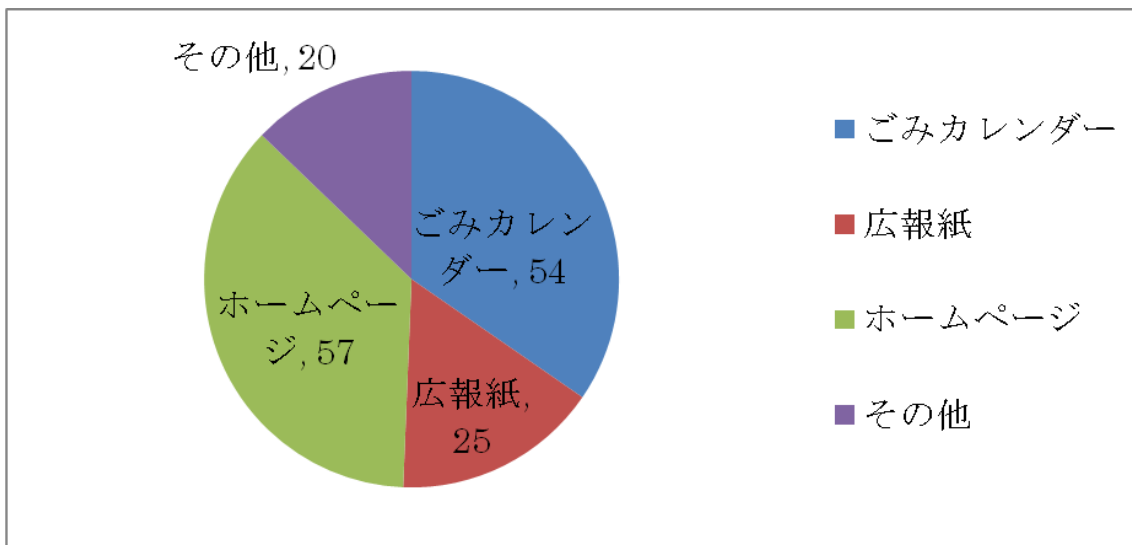
条 例	22	要 綱	2	受入基準	1
実施計画	3	基本計画	1	パンフレット	1

問3 指定している搬入禁止物をご記入ください

爆発性・引火性のあるもの（ガスボンベ、消火器、燃料等含む）	20
有害性・有害物質を含むもの（薬品含む）	16
建築廃材（土砂、ガレキ、コンクリート、ブロック、瓦等含む）	15
自動車部品（タイヤ、バッテリー等含む）	15
家電リサイクル法該当品目	9
危険性のあるもの / 処理困難・施設に影響を与えるもの	各 7
著しく悪臭を発するもの / 農機具類（脱穀機、耕運機含む）	
ピアノ（オルガン、エレクトーン含む）	各 6
特別管理一般廃棄物	
農業用ビニール / 50cc超バイク	各 5
その他、浴槽・医療廃棄物・金庫・塗料等あり	

問4 搬入禁止物についての周知方法（複数回答可）

ごみカレンダー	54
広報紙	25
ホームページ	57
その他	20



問5 問4で周知している場合、その周知している内容についてご記入ください（複数回答可）

禁止する根拠、理由	14
搬入を禁止している廃棄物の種類	67
搬入を禁止している廃棄物の種類処理方法	38
その他	3

その他内訳

自己処理、処理困難物	2
処分先の案内	1

問6 搬入禁止物を自己搬入してきた場合の対処方法

搬入禁止物を自己搬入してきた場合、少量の持ち込みを可能としているところも一部あるが、全体としては、受け入れ出来ない理由と処分方法を説明したうえで、持ち帰ってもらっている。

問7 家庭から出されたごみか事業所から出されたごみか判別付かないごみを自己搬入してきた場合の対処方法

例) 洗面台、風呂釜、建具など

その場での聞きとりにて判断。本人申告により処分可能なものは受け入れ。

自己搬入を予約制とし、予約時に事業系か家庭系か判別つかない場合は、受け取れない説明をしている。

問8 以下の品目について、住民からの問い合わせに対する対処方法を教えてください。

また、報告書への掲載について、公開の有無をお選びください。

品目	対処方法	公開	非公開
土	少量等条件付で受入 4。その他は販売店、引取可能店へ。	41	11
土のう	少量等条件付で受入 3。その他は販売店、引取可能店へ。	39	13
石	少量等条件付で受入 3。その他は販売店、引取可能店へ。	41	11
砂	少量、園芸用等条件付で受入 6。その他は販売店、引取可能店へ。	40	12
コンクリート	少量等条件付で受入 5。その他は販売店、引取可能店へ。	39	13
枝木	サイズ等基準値内で受入 4 5。その他は販売店、引取可能店へ。	44	8
材木	サイズ等基準値内で受入 3 5。その他は販売店、引取可能店へ。	43	9
廃油	少量等条件付で受入 6。その他は販売店、引取可能店へ。	43	9
ガソリン	受入なし。販売店、引取可能店へ。	42	0
火薬	少量、花火等条件付で受入 6。その他は販売店、引取可能店へ。	40	12
農薬	少量等条件付で受入 1。その他は販売店、引取可能店へ。	43	9
耐火金庫	サイズ等基準値内で受入 3。その他は販売店、引取可能店へ。	42	10
バイク	50cc以下等条件付で受入 1 1。その他は販売店、引取可能店へ。	44	8
タイヤ	条件付で受入 5。その他は販売店、引取可能店へ。	44	8
バッテリー	条件付で受入 1 0。その他は販売店、引取可能店へ。	44	8

(参考)

「石」 …漬物石は不燃物として排出可能（秩父広域市町村圏組合）

「砂」 …公園、河川敷など公共的な場所への排出（鳩ヶ谷市）

「枝木」 …堆肥化施設（東埼玉資源環境組合）を紹介（越谷市、八潮市など）

「廃油」 …拠点回収を案内（所沢市、本庄市）

「農薬」 …ホームセンターで販売されているもので少量であれば受け入れ可能（所沢市）

【考察】

その各自治体や団体の実情にあう処理をしている。やはり適正に処理することが困難な一般廃棄物については、事業者にも協力を求めているようである。

3 検討・まとめ

適正処理困難物の処理については、廃棄物処理法に規定している、製造者や販売者などの事業者にも協力を求める自治体が大半であった。

一般廃棄物会計基準を用いた廃棄物の処理に係るコストなどを算出し、費用対効果を考慮しながら各市町村または組合で処理施設を確保していくことなどが今後の課題となるが、今後も事業者への協力は引き続き必要となるだろう。

また、拡大生産者責任の趣旨に基づき生産者による製品設計や素材選択の工夫なども必要となる。

4 参考資料

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（事業者の協力）

第六条の三 環境大臣は、市町村における一般廃棄物の処理の状況を調査し、一般廃棄物のうちから、現に市町村がその処理を行つているものであつて、市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が全国各地で困難となつてしていると認められるものを指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、環境省令で定めるところにより、当該市町村において当該一般廃棄物の処理が適正に行われることを補完するために必要な協力を求めることができる。

3 環境大臣は、第一項の規定による指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等の事業を所管する大臣に対し、当該一般廃棄物の処理について市町村が当該製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者の協力を得ることができるよう、必要な措置を講ずることを要請することができる。

4 環境大臣は、第一項の規定による指定を行うに当たつては、当該指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等の事業を所管する大臣の意見を聴かなければならない。